

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

官民連携によるコンパクトシティを見据えた遠賀地所プロジェクト

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

福岡県遠賀郡遠賀町

### 3 地域再生計画の区域

福岡県遠賀郡遠賀町の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

遠賀町は、昭和40年代後半頃より北九州都市圏域の拡大に伴って、農村のゆとりと都市の活力を併せ持つ生活都市として発展してきた。人口は、9,368人から約2倍の19,160人にまで達してきたが、近年では、人口の若干の自然減と高齢化の伸長が著しくなっている。まさに、日本経済の歩みを地方で具現化する形で都市の在り様が推移してきた。今日、国勢調査による人口動態に表れているように、自然減はあるものの、人口全体の増減は足踏み状態にあることや、また、過去に区画整理事業などで整備された宅地ストックも乏しくなっており、今後の人口の動向は、人口流入の受け皿となる本町の土地資源の流動化及び交通結節機能の強化が課題であると分析できる。

#### 4-2 地方創生として目指す将来像

土地利用の構造は、現在、①町域面積2,215haのうち用途地域は575haである。②用途地域内の都市的土地利用は336haであり、231haの開発可能な土地がまとまって地域内に点在している。③用途地域外1,640haにおいても416haの都市的土地利用が進んでいる。④人口減少・超高齢化社会の中で用途地域内外で持続可能な都市づくりが求められている。⑤とくに、中心市街地の空洞化対策、拠点性の向上が必要である。そのため、都市機能集積地区と人口集積地区を計画的に維持・創出することによって、利便性に富んだ自治体を目指すことに加え、現に、その方向性は都市計画的に可能であり、人口流出を食い止め、さらには、若い世代の人口を増やすことにより人口移

動の好循環を目指す。

### 【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	平成28年度 増加分 (1年目)	平成29年度 増加分 (2年目)	平成30年度 増加分 (3年目)
J R遠賀川駅利用者 数(人)	5,282	5,282	5,282	5,282
住宅建設戸数(戸)	6,673	50	50	50
空き家管理戸数(戸)	2	5	5	5

	平成31年度 増加分 (4年目)	平成32年度 増加分 (5年目)	KPI増加分の累計
J R遠賀川駅利用者 数(人)			125
住宅建設戸数(戸)			150
空き家管理戸数(戸)			15

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

現在、宅地ストックが不足状況にあり、これらの需要に応えるためには、遠賀町の土地資源である未開発地の土地利用の転換が必要である。また、土地の流動化と併せて、駅を核とした交通結節機能向上のための施策の展開が必要であり、遠賀町まちづくり協議会が実施主体となって、その機動力を生かしながら、コンパクトシティを見据えた遠賀地所事業を積極展開する。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金(内閣府):【A3007】

#### ① 事業主体

## 遠賀町まちづくり協議会

### ② 事業の名称：官民連携によるコンパクトシティを見据えた遠賀地所プロジェクト

### ③ 事業の内容

遠賀町まちづくり協議会が実施主体となって、その機動力を生かしながら、コンパクトシティを見据えた遠賀地所事業を積極展開する。

#### 【まちの創出】

#### ○コンパクトシティ実施計画の策定

本格的な人口減少・超高齢化社会の到来が目前に迫っており、これまでの人口増加にともなって拡大した市街地を集約型の都市構造に転換することが求められている。そのため、コンパクトシティ形成のための事業展開を図るために実施計画を策定する。

#### ○駅を核としたフィーダー計画の策定

一日平均 5,282 人の乗車客がある遠賀川駅は、国道 3 号と並び本町の交通結節点である。上下合わせて 123 本の列車運行があり、鉄道に連絡するバスは町内のコミュニティバスをはじめ鞍手町方面及び芦屋町方面からの路線バスの運行がある。本駅のフィーダー機能の分析及びそれに基づく改善計画を検討するため、駅を核としたフィーダー計画を策定する。

#### ○アクセス駐車場の整備運営

駅近の民有地を借地方式にて借り上げ、有料駐車場を整備する。

#### 【しごと創出】

#### ○アクセス駐車場整備運営事業

土地利用の転換を図り、賑わいの創出につなげるとともに、駅周辺の中心市街地へのアクセス強化を図るため、駐車場を整備運営する。

#### ○空き家の管理運営事業

空き家の適正管理の受託を行うとともに、空き家及び宅地ストックの情報提供を行うことにより有効活用を図る。

#### ○まちづくり用地流動化事業

駅周辺の 60 h a の用途地域内の農地及び町が保有する遊休土地の有効活用を促進するため、学園都市づくりを視野に入れたまちづくり用地流動化計画を策定及び用地あっせん事業を展開する。

### ④ 事業が先導的であると認められる理由

### 【自立性】

官民連携のもと、金融機関の協力会社であるセイフティー、遠賀町及び遠賀町土地開発公社が事業立案の分野を担い、NPO法人、シルバー人材センターの機動力を生かし官民協働で事業実施の分野を担う。主に、まちづくりに貢献できる稼げる組織として、各種計画の策定や未利用地の売買仲介及び駐車場経営に取り組んでいく。とくに、未来への投資につながる計画づくりや駐車場経営においては、初期投資が必要であるが、本交付金を活用することにより経営の安定が期待でき、平成31年からの自走化が進み、基金繰入が減少する。

### 【官民協働】

まちづくり協議会を構成する各事業体の業務拡張へ向けた離陸のために官が初期段階で補助事業による支援を実施しているが、実際に経営するのは民の側である。また、事業の検証は、推進組織である民で組織された遠賀町まちづくり協議会が担っており、「民が実行、官がサポート」の位置づけを徹底する。

### 【政策間連携】

工業都市北九州市と商業都市福岡市との接点に位置するアクセス環境に恵まれたコンパクトシティとしてのイメージの向上により、移住・交流が深化すると同時に、土地価格の上昇が期待できるため、町全体の資産価値が上昇し、税収が上がる。（都市計画と自主財源の確保による持続可能なまちづくり）町域面積2,214haのうち用途地域575haの都市的土地利用は336ha、農地が多くを占める用途地域外1,639haにおいても416haの都市的土地利用が進んでいる。今後、立地適正化計画のもとで、遠賀町の土地資源である未開発地の土地利用の転換が可能である。（都市行政と農地行政との住み分けによるまちづくり）

### 【地域間連携】

近隣自治体との地域間競争への影響も想定されるが、北九州連携中核都市圏事業として、北九州市との協定により地域間連携が可能である。単に、北九州圏域にとどまらず、東京事務所を通じて全国展開もできるようになり、地方創生推進事業にて実施する。

### 【その他の先導性】

特になし

⑤ 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	平成28年度 増加分 (1年目)	平成29年度 増加分 (2年目)	平成30年度 増加分 (3年目)
J R遠賀川駅利用者 数(人)	5,282	5,282	5,282	5,282
住宅建設戸数(戸)	6,673	50	50	50
空き家管理戸数(戸)	2	5	5	5

	平成31年度 増加分 (4年目)	平成32年度 増加分 (5年目)	KPI増加分の累計
J R遠賀川駅利用者 数(人)			125
住宅建設戸数(戸)			150
空き家管理戸数(戸)			15

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

遠賀町まちづくり協議会を構成する各事業体が各々の事業のアウトプットについて、コンパクトシティづくりの推進組織である遠賀町まちづくり協議会に対して事業報告を行う。遠賀町まちづくり協議会は、事業内容の効果分析を行い、それを基に、外部組織の「いきいきおんが推進委員会」が検証する。検証結果を協議会及び実施主体にフィードバックし、PDCAサイクルの確立により事業の進行管理を確実にを行う。また、遠賀町まちづくり協議会は、独自調査や既存調査の機会を利用し、アンケートを実施し、事業結果の検証を行う。

### 【外部組織の参画者】

学識経験者、住民代表(地域)、住民代表(男女共同参画)、住民代表(女性)、住民代表(子育て)、産業界(金融機関)、産業界(商工)、産業界(農業)、まちづくりに識見のある人、大学生等

### 【検証結果の公表の方法】

町ホームページ及び広報で公表

#### ⑦ 交付対象事業に要する経費

・法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 62,646千円

#### ⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から平成31年3月31日（3ヵ年度）

#### ⑨ その他必要な事項

特になし

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

#### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし

事業概要：

実施主体：

事業期間：平成 年度～平成 年度

### 6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成31年3月31日

### 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

#### 7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

##### 【検証方法】

遠賀町まちづくり協議会を構成する各事業体が各々の事業のアウトプッ

トについて、コンパクトシティづくりの推進組織である遠賀町まちづくり協議会に対して事業報告を行う。遠賀町まちづくり協議会は、事業内容の効果分析を行い、それを基に、外部組織の「いきいきおんが推進委員会」が検証する。検証結果を協議会及び実施主体にフィードバックし、PDCAサイクルの確立により事業の進行管理を確実に進行。また、遠賀町まちづくり協議会は、独自調査や既存調査の機会を利用し、アンケートを実施し、事業結果の検証を行う。

**【外部組織の参画者】**

学識経験者、住民代表(地域)、住民代表(男女共同参画)、住民代表(女性)、住民代表(子育て)、産業界(金融機関)、産業界(商工)、産業界(農業)、まちづくりに識見のある人、大学生等

**7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容**

**【数値目標】**

	事業開始前 (現時点)	平成29年度 増加分 (1年目)	平成30年度 増加分 (2年目)	平成31年度 増加分 (3年目)
J R遠賀川駅利用者 数(人)	5,282	5,282	5,282	5,282
住宅建設戸数(戸)	6,673	50	50	50
空き家管理戸数(戸)	2	5	5	5

	平成32年度 増加分 (4年目)	平成33年度 増加分 (5年目)	KPI増加分の累計
J R遠賀川駅利用者 数(人)			125
住宅建設戸数(戸)			150
空き家管理戸数(戸)			15

### 7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

事業の実施成果とともにK P I の報告を行い、委員の意見を聞き、事業成果の検証をおこなう。さらに、委員の意見を今後の事業展開の参考とし、事業の実施効果を高め、遠賀町総合戦略に反映させる。公表の方法については、検証後、広報、ホームページにて公表する。